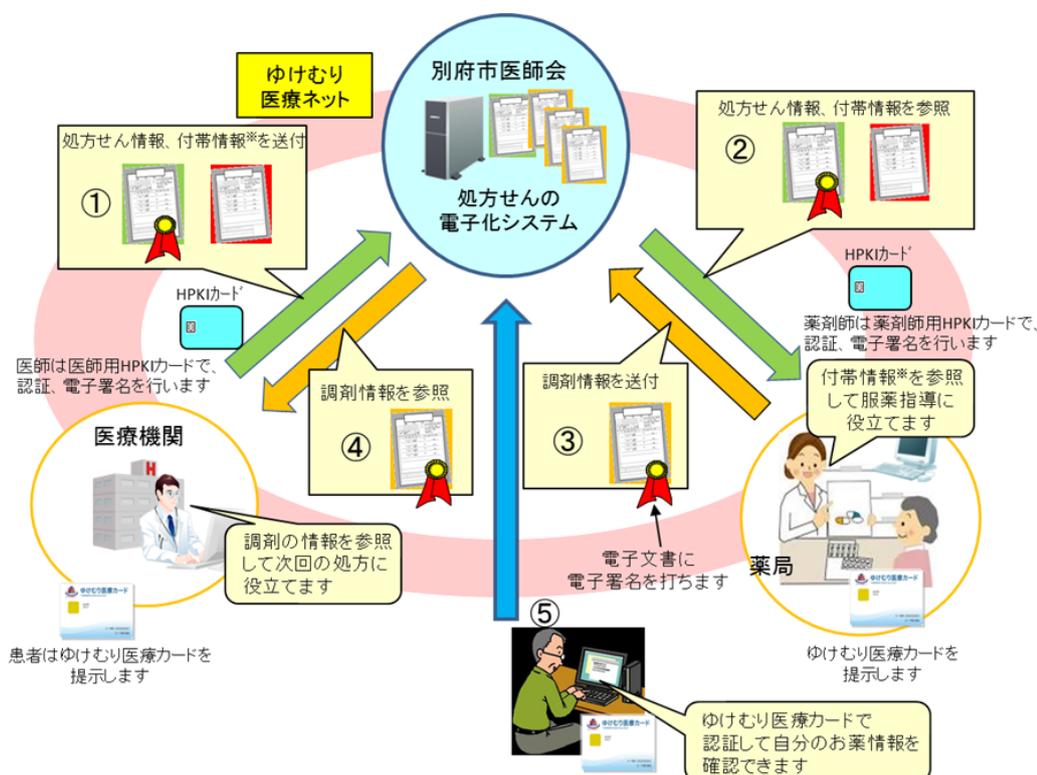


【ご参考】富士通が構築した「処方せんの電子化システム」の概要

1.「処方せんの電子化システム」の仕組みと活用方法

医師、および薬剤師などの医療関係者は、医療機関、あるいは薬局の端末(本実証事業で配布したパソコン)から本システムに接続した際に、HPKIカード(注1)で認証を行います。また、処方せん情報、付帯情報、調剤情報を本システムに送信する際には、送信する情報に電子署名を行い、医師、および薬剤師などの有資格者が作成した情報であることの証明とします。

「処方せんの電子化システム」の仕組みと活用の全体的なイメージは、下図のとおりです。



以下の手順で「処方せんの電子化システム」を活用します。

① 医師による処方せん情報、付帯情報の作成

医師は、診察時に「処方せんの電子化システム」に接続し、患者から提示された「ゆけむり医療カード(注2)」により、その患者の処方せん情報と付帯情報を作成して医療機関の端末から「処方せんの電子化システム」に送信します。

② 薬剤師による処方せん、付帯情報の照会

薬剤師は、患者から処方せんを受け取った後、薬局の端末から「処方せんの電子化システム」に接続し、患者から提示された「ゆけむり医療カード」により、その患者の処方せん情報と付帯情報を照会して調剤および服薬指導を行います。

③ 薬剤師による調剤情報の作成

薬剤師は服薬指導後、調剤情報を作成し、「処方せんの電子化システム」に送信します。

④ 医師による調剤情報の照会

医師は、診察の際、医療機関の端末から「処方せんの電子化システム」に接続し、患者の「ゆけむり医療カード」により、その患者の過去の調剤情報を照会して診断します。

⑤ 患者による調剤情報の照会

患者は、自分自身の調剤情報の照会を希望する場合、本コンソーシアムに申請してICカードリーダー、と「処方せんの電子化システム」へ接続するためのソフトウェアを入手し、あらかじめ自分のパソコンにソフトウェアをインストールしておく必要があります。

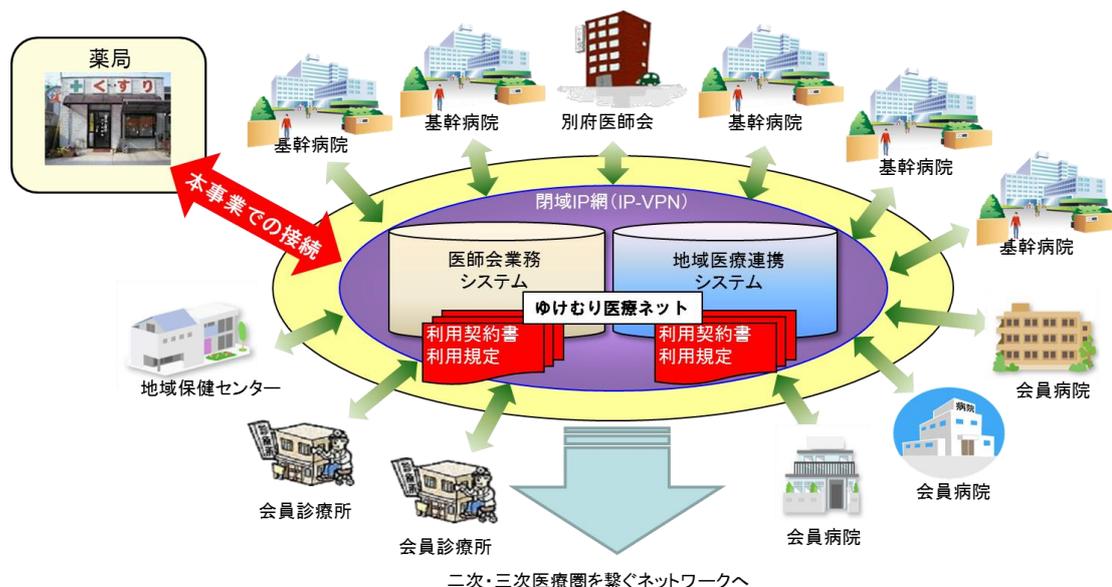
そのパソコンから「処方せんの電子化システム」に接続して「ゆけむり医療カード」で認証し、自分自身の調剤情報を照会します。

現行の法制度の下では電子情報のみによる運用（紙の処方せんを省略した運用）は認められていませんので、本実証事業では紙の処方せんの交付は継続したまま、電子化された処方せん情報による運用についての実証を行います。

2. 「ゆけむり医療ネット」

別府市には、別府市医師会が主導して会員病院・診療所と複数の基幹病院と健診センターを結ぶ地域医療・地域保健のネットワーク「ゆけむり医療ネット」が整備されています。「ゆけむり医療ネット」は、電子カルテや PACS 画像、検査・健診データを参加診療所が照会するなど診療データの共有化を図り、患者の利便性や医療の質を上げつつ、重複検査などの無駄を省くなどのメリットを生んでいます。

本実証事業では、医療機関間をつなぐ「ゆけむり医療ネット」に薬局を接続して、医療機関、薬局間での処方せん情報、付帯情報、調剤情報の共有を実現します。



以上

【注釈】

(注 1) HPKI カード (Healthcare PKI カード) : PKI (公開鍵暗号方式) 技術を使って、医師、薬剤師などの医療従事者の電子的な資格証明 (認証、電子署名を行うための電子証明書を搭載) を行うためのカード。

(注 2) ゆけむり医療カード： ゆけむり医療カード(IC カード)は、本実証事業に参加する利用者に交付して、医療機関、薬局での患者の本人確認、また自宅のパソコンから処方せんの電子化システムへのアクセスして本人認証を行い、自身の調剤情報を照会するために使います。

